

日本陸軍の白兵主義再考 その 2 (全 3 回)

戦史研究センター戦史研究室所員 樋口 俊作

NIDS コメンタリー

第 232 号 2022 年 7 月 19 日

(本稿は、「日本陸軍の白兵主義再考 その 1」NIDS コメンタリー第 230 号 (2022 年 7 月 12 日) の続編である。)

「不変の原則」

第一次世界大戦の教訓で使用された「不変の原則」や、ノモンハン事件の教訓で使用された「古今不磨の鉄則」に似た言葉として、「不変の戦争原理¹」、「不変の鉄則²」や「千古不変の原則³」といった語が日本陸軍の教育関係の史料に散見される (ただし、操典にはない)。これらは白兵戦とは関係ないところでも用いられている。以下、本稿ではこれらの類語を総称して「不変の原則」と呼び、この語を軸にして日本陸軍の戦術に関する教育・学習を見ていく。

本節では教育・学習の観察に先立ち、「原理」「原則」という語について確認する。

日本陸軍用兵思想史の代表的な研究者である前原透は、兵学用語としての「原理」「原則」という語の由来を調査している。その結論部分⁴を筆者なりに解釈すれば、次のとおりである。「原理」「原則」という語は、「基本的な考え方」を意味する。使用される文脈によって、理論に関する基本的な考え方にもなり、教義 (戦い方の指針) に関する基本的な考え方にもなり、規則に関する基本的な考え方にもなる。なお、「原理」「原則」が持つこれらの意味は、相互に排他的なものではない。1 つの意味しか表さない場合もあれば、複数の意味を表す場合もある。

前原は、明治 20 (1887) 年頃には既に、日本陸軍内に原理や原則は古今を通じて不変のものであるという考えが存在していたことを指摘している⁵。そこで、彼がそう述べる論拠となる史料⁶を調査してみると、次のことが分かる。この当時 (明治 20 年頃) に言われている原理や原則は、戦術や戦略全般、または、操典や兵学関連書籍の全般を指しており、具体的にどの原理や原則が不変かということについては

¹ 陸軍大学校「昭和十二年度 戦術教育法」防衛研究所所蔵、7 頁。

² 同上。

³ 田中久一「第五、統帥心理と将帥の人格」『陸軍大学校課外講演集第三輯』(偕行社、1934 年) 221 頁。

⁴ 前原透「『兵学』における基本用語の史的来歴—『原理』『原則』という語—」『陸戦研究』第 39 巻第 453 号 (1991 年 6 月) 34 頁。原文は「一般には『原理原則』とまとめている場合は、基本的な考え方、英語での Principle の意味であるようである。『兵学』『兵術』での『原理』『原則』の語を、言葉だけ追ってみても、principle の語に行き当たり、theory の面にウエイトを置けば『原理』となり、rule の面では『原則』になり、doctrine の面では『主義』『根本主義』の語となる」である。本稿では“theory”を「理論」、「doctrine」を「教義」、「rule」を「規則」と訳した。

⁵ 同上、2-8 頁。

⁶ 歩兵操典取調委員「歩兵操典改正の件」陸軍省『明治二十年五月 貳大日記』防衛研究所所蔵。東條英教、井口省吾、山口圭蔵共纂『参謀旅行演習預教 帥兵規例』(1887 年) 防衛研究所所蔵、1 頁。

曖昧である。一例として、ヨーロッパで通用する戦術はアジアでも通じるだろう、という程度にしか用いられていない。つまり、原則が不変だと述べられてはいても、その実態は半ば格言や標語のような用いられ方がなされている。

一方、昭和 10（1935）年頃までには、不変とされる原則の内容がかなり具体化されている。先述の、白兵戦による最終の決を不変の原則であるとした『欧州戦ノ経験ニ基ク戦術ノ趨勢』は、大正 10（1921）年に刊行されている。昭和 9（1934）年に出版された『陸軍大学校課外講演集』では、精神的価値は偉大であることが千古不変の原則であるとされている⁷。陸軍大学校の「昭和十二年度 戦術教育法」では、包圍殲滅が不変の鉄則であるとされている⁸。包圍自体は明治期から操典上にあったが、特に強調され始めたのは昭和初期からである⁹。どの原則も、日本陸軍の用兵思想の内、中心に位置するようになったものばかりである。

このように、原則が不変であるという認識は同じに見えても、そのニュアンスには明治中期と昭和初期で変化が見られる。

「不変の原則」に関する海外との比較

次に、海外に目を転じてみよう。指揮官が戦争や戦闘を遂行するに当たって、どのような場合でも守るべき、または、行うべき普遍的な原則が存在するという考え方は、海外にもある。19 世紀から 20 世紀初頭にかけての近代的な原則の提唱者としては、アントワーヌ＝アンリ・ジョミニ(Antoine-Henri Jomini) やジョン・フラー (John Frederick Charles Fuller) が有名である。そこで、「不変の原則¹⁰」について海外と日本陸軍を比較すると、興味深い傾向が見られる。

海外では、提唱者自らが「不変の原則」が存在することを述べ、その原則の具体的な一覧の提示を行っている。一方、日本陸軍には、「不変の原則」の存在や、その一覧に関する明確な提唱者がいない。日本陸軍では操典を学んだ者が、そこに記載されたいくつかの事項を「不変の原則」として解釈しているのである。

なお、筆者が先に提示した例の 1 つである「昭和十二年度 戦術教育法」は、学校教官が作ったものである。すると、例えば包圍殲滅といった特定の原則が「不変の原則」であるということ、軍中央が定めて教育しているようにも見える。しかし、日本陸軍では、教官は学校の指針や操典に基づきつつも、自ら学んだ内容を基準に教育を行っている。ここで挙げた、包圍殲滅が「不変の原則」という見解も、教官自らが操典を学ぶ中で至ったものである¹¹。

日本陸軍の戦術に関する教育

原則観のこのような変化や特徴はどのようにして生まれたのだろうか。その 1 つには、戦術に関する教育・学習が背景にあると考えられる。本節ではまず、日本陸軍における戦術教育の基本形について考え

⁷ 田中「第五、統帥心理と将帥の人格」221 頁。

⁸ 陸軍大学校「昭和十二年度 戦術教育法」7 頁。

⁹ 昭和 3 年改訂の「統帥綱領」や昭和 4 年「戦闘綱要」以降、包圍殲滅が特に重視されている。

¹⁰ どのような場合でも広く通用する原則という意味での「普遍の原則」は、どのような場合でも変わらず通用する原則という意味での「不変の原則」ということでもある。表現を容易にするため、本稿では「不変の原則」に統一した。

¹¹ 「戦闘綱要」の公的な解説に「包圍殲滅ヲ高唱ス」とあるものの、これが不変の原則であるとは説明されていない。「戦闘綱要編纂理由書」『偕行社記事』第 655 号（1929 年）付録、2 頁。

てみよう。

明治 18～21 (1885～1888) 年にかけて日本に滞在した、ドイツからのお雇い外国人であるヤーコプ・メッケル (Klemens Wilhelm Jacob Meckel) は、図上戦術、兵棋演習及び演習旅行といった教育手法を日本陸軍にもたらしている¹²。いずれも地図や実地形と想定¹³が与えられ、その場面における命令の起案や指揮官としての決心を訓練するものである。彼の帰国後もこれらの教育手法は日本陸軍で継続されている。

メッケル時代の演習旅行の目的は、「兵略戦術ニ関スル学理ヲ実地ニ適用¹⁴」することであった。その後、大正期には「統帥綱領」の原則を、昭和期には「戦闘綱要」の原則を理解させることも目的に挙げられるようになっていく¹⁵ (以下、各兵科操典、「統帥綱領」、「戦闘綱要」をまとめて「操典類」と言う)。

メッケル時代から一貫して言えることは、日本陸軍の演習旅行の主眼は、操典類に示された内容を理解させた上で、現実や仮想現実に応用させることに置かれていたということである。史料の都合により演習旅行のみを扱ったが、図上戦術と兵棋演習も、基本的には同じ考え方で行われたものと考えられる。つまり、操典類の理解と実践を軸に置いた教育が、戦術教育の中心であったということである。

このように記述すると、教育者は学習者に対して、操典類に書かれていることを機械的に実践するよう求めたと映るかもしれない。しかし、少なくとも軍中央は、操典類に書かれていることを理解した上で、あくまで自由な発想でもって現実に適用することを学習者に求めている。参謀本部が行った教育に関する史料には、創意を尽くせ、徒に原則にこだわるな、原案は絶対的な権威を持たない、形式的な模倣をするな、といった指導が並んでいる¹⁶。

戦術と戦史の関係

続いて、戦術の教育・学習と戦史研究の関係について考えてみよう。

日本陸軍ではメッケル時代以来一貫して、戦術を学ぶためには戦史の研究が必要であると指導されている。戦術を学ぶために戦史を研究しようとする場合、白紙的に見ると次の 2 種類の方法があると筆者は考える。そして、軍人にとってはその両方が必要となるはずである。

第 1 の方法は、自ら独自の研究テーマを持ち、新たな知識を創造する源泉として戦史・戦例を研究するものである。

この方法を用いる場合、扱われる戦例は、幅広い事例の中から、各自の研究視点によって選択されることになるだろう。仮に新たな知識を創造できなくても、研究過程で幅広い戦例に触れることで、操典類の記述が当てはまらないような事例に触れることもあるだろう。このような経験によって、操典類が何を前提にしていて、どこまで正しいか、どういう場合には適用できないかということを知ることがで

¹² メッケルは「参謀演習旅行」という名称を使用している。しかし、日本では後に「将官演習旅行」も行われるようになっていくため、本稿では両者をまとめて「演習旅行」と称した。

¹³ 「想定」とは、仮想上の敵味方の態勢を示した状況のこと。

¹⁴ 東條共纂『参謀旅行演習預教 帥兵規例』4-5 頁。

¹⁵ 大正期の一例として、演習旅行統裁官『大正五年度将官演習旅行記事 全』(偕行社、1917 年) 1 頁。昭和期の一例として、『昭和四年度第一次参謀演習旅行記事』(偕行社、1931 年) 2 頁。なお、「統帥綱領」は軍レベル以上の作戦指導要領が書かれた教令であり、「戦闘綱要」は師団レベルの諸兵種協同を律する教令である。

¹⁶ 例は次のとおり。参謀本部『大正一四年度将官演習記事』(1926 年) 4, 292 頁。『大正十二年度第一次(甲)(乙)参謀演習旅行記事』(偕行社、1924 年) 9 頁。『大正十四年度第三次参謀演習旅行記事』(偕行社、1926 年) 210 頁。同じ趣旨の指導は昭和期も続いている。「原案」とは教官の解答案のこと。

きる。この方法は、操典類が考慮していない部分やそれに欠けている部分にも目を向けるという点で、操典類への批判を含む戦史研究とも呼べるだろう。

第 2 の方法は、操典類の活用事例として、戦史・戦例を研究するものである。

この方法を用いる場合、扱われる事例は操典類の正しさを例証するものになる。具体的には、操典類の原則自体は正しく、その適用の正否が勝敗を分けたということを説明する事例である。期待できる成果は、操典類の原則をどのように使用すれば戦場における勝利につながるかの理解である。つまり、操典類の理解と実践のための戦史研究である。

日本陸軍の戦史に関する教育・学習

既に述べたとおり、日本陸軍の戦術教育は、操典類の理解と実践が主軸であった。必然的に、戦術教育の場面で使用されるのは、前節の第 2 の方法となる。仮に操典編纂者が第 1 の方法によって新たな知識を創造できたとしても、その普及過程で用いられるのは第 2 の方法のみとなる。戦術教育の場面でそのように戦史が用いられていることは、史料上にも確認できる¹⁷。第 1 の方法を取り得るのは、学習者側のみである。では、学習者側は第 1 の方法による戦史研究を行っていたのだろうか。

『偕行社記事』という日本陸軍将校向けの機関誌がある。記事の執筆者は個人から組織まで幅広く見られ、書かれた内容も多岐にわたっている。『偕行社記事』を調査すると、大正期には第 1 の方法、すなわち、戦史研究によって知識を創造していこうとする意見がいくつか見られる¹⁸。しかし、昭和期に入ると、あくまで管見の限りではあるが、第 1 の方法により戦史研究を行う記事は見られなくなる。そして、第 2 の方法、すなわち、操典類の理解と実践を意識した戦史研究を行う記事が増えているように感じられる¹⁹。さらに、第 2 の方法による個人レベルの戦史研究は、『偕行社記事』以外でも散見される²⁰。

このような状態が続くと、次のような弊害が生起する恐れが出てくる。操典類の原則の活用事例としてのみ戦史の研究が行われるようになると、学習者の前には原則の正しさを例証する古今東西の事例のみが列挙されることになる。そして、原則の正しさを否定するような事例は学習者の前から無くなってしまふ。すると、操典類に採用された原則は、時代や場所を問わず通用する「不変の原則」のように学習者には見えてくるだろう。

先述のとおり、原則という語には理論、教義、規則という 3 つの側面がある。このような戦史研究の下では、理論的根拠が乏しいまま何らかの都合で採用された教義や規則であっても、歴史研究によって不変（普遍）的に通用することが証明された理論の側面を持つという認識を、学習者が抱いてしまう可能性が出てくる。そして、そのような認識が組織内に広まると、その原則を修正していく必要性は認識されづらくなってしまふだろう。

¹⁷ 一例として、『大正五年度将官演習旅行記事 全』282 頁。演習の統裁に当たって、「戦史ノ例證スル所ヲ基準」としたとある。

¹⁸ 管見の限りで、次の記事が該当する。渡久雄「戦史ノ価値及ヒ其ノ研究法」『偕行社記事』第 486 号（1915 年 1 月）。柴山重一「欧州戦争教訓ノ採用ニ就テ」『偕行社記事』第 554 号（1919 年 10 月）。煙霞生「火力戦闘の主体は歩兵火なりや砲兵火なりや」『偕行社記事』第 592 号（1924 年 1 月）。

¹⁹ 第 2 の方法による戦史研究は、次のような記事が該当する。磯村武亮「世界大戦初期に於ける独逸軍の連合作戦に就テ」『偕行社記事』第 642 号（1928 年 3 月）。寺田雅雄「統帥上機動の価値」『偕行社記事』第 653 号（1929 年 2 月）。林彌三吉「日本古戦史の研究に就テ」『偕行社記事』第 662 号（1929 年 11 月）。

²⁰ 一例として、樋口敬七郎『日本古来名将の戦略及統帥の観察 全』（陸軍大学校将校集会所、1938 年）。

小括 日本陸軍の戦術・戦史に関する教育・学習

日本陸軍の戦術教育は、操典類の内容を理解し、実地に適用する錬成が主体であった。そして、その補助として戦史研究が重視されていた。軍人であれば、軍が採用している考え方に精通することは当然であって、このような戦術・戦史に関する教育・学習は不可欠であろう。

しかし、学習者が実践しか意識しなくなると、問題が生起する。操典類への批判を含む戦史研究が行われなくなると、操典類の原則は時代や場面を超えて不変（普遍）的に通用する「不変の原則」として認識される可能性が出てくる。同様の教育・学習が続けば、この認識は次世代にも再生産され、組織の常識となり、その原則を修正していく必要性は一層認識されづらくなってしまふ。つまり、操典類の原則が組織内の所与の前提と化してしまうのである。

第一次世界大戦の教訓収集時とノモンハン事件の教訓収集時における白兵主義に対する態度の違いは、この現象が表出化した事例ではないだろうか。

さらに言えば、このような教育・学習の下では、操典類に記載されていない事項は教育・学習の対象から外れてしまうことになりかねない。そして、操典類に記載されていない事項について学習者が関心を失ったり、記載されていない事項があるということ自体を認識しなかったり、記載されていないことを疑問視しなくなったりすることにもなりかねない。

このことを言い換えれば、次のようになる。本来、操典類に記載された事項は、多様に存在し得る戦術に関する見方、考え方、方法等のうち、軍が採用した1つに過ぎないものである。よって、操典類を学ぶということは、戦術を学ぶということの一部分に過ぎないはずである。しかし、日本陸軍の教育・学習体制下では、操典類を学ぶことと戦術を学ぶことが同義になってしまい、操典類に記載されていない多くの事項が等閑視されかねないのであった。

では、白兵主義に含まれていないもの、つまり、白兵主義が考慮していない事項とはどのようなものだろうか。白兵主義を批判的に見ることで明らかになる、そこに内包された問題点とはどのようなものだろうか。

<その3へ続く>

(2022年7月7日脱稿)

プロフィール

profile

戦史研究センター

戦史研究室

所員 樋口 俊作

専門分野：日本陸軍史

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>